

**蕨市重点地区防犯パトロール業務委託
公募型プロポーザル募集要項**

令和8年4月

運営委託に関する契約を締結するにあたり、下記のとおり参加者を募集いたします。

記

1 件名

蕨市重点地区防犯パトロール業務委託

2 業務主旨

駅周辺の防犯対策の更なる向上、体感治安の改善に向け、徒歩による防犯パトロールを実施することで、駅周辺の諸課題に対して直接ルールやマナーを啓発することで市民等の安全・安心を確保するものである。

3 事業概要

- (1) 徒歩巡回による蕨駅周辺地区の犯罪抑止対策及び各種迷惑行為に対するマナー啓発
- (2) 客引き行為者等に対する声かけ
- (3) 路上飲酒に起因するゴミの放置や騒音、放置自転車など各種迷惑行為に対する声かけ、マナー啓発
- (4) 犯罪行為発生時における警察等との連携

4 業務内容

【別紙1】仕様書【別紙2】実施要領のとおり

5 履行期限

令和8年7月1日（水）から令和9年3月31日（水）まで

※パトロール業務開始時期については、別途市と協議するものとする。

※なお、次の場合には、該当契約期間中であっても、この契約を変更又は解除することがある。

- (1) 契約の解除理由に該当する場合
- (2) 業務履行状況が良好と判断されなかった場合
- (3) 経営状況の悪化の場合
- (4) 社会的信用の失墜行為があった場合
- (5) 本事業の内容に大幅な変更が生じ、適切な契約金額の算出等のため、改めて事業者選定等が必要になった場合

6 実施形式

- (1) 実施方式 公募によるプロポーザル方式

(2) 審査方法 一次審査（書類選考）及び二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）

7 見積限度額

6, 831, 000円（税込み）

8 参加資格

次の要件全てに該当する者とします。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項（※）の規定に該当しないこと。

※① 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者

(2) 蕨市物品購入等請負業者指名停止基準の規定による指名停止措置の期間中でないこと。

(3) 蕨市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱の規定による指名除外措置の期間中でないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく会社更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

(5) 会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づく精算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。

(6) 同一の案件に参加しようとする者のうちに、その者の代表者（見積り及び契約の締結権限を有する受任者を含む。）と同一人が代表者となっている者が含まれていない者であること。

(7) 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

9 質問回答

(1) 質問方法

質問書（様式1）に本プロポーザルに関する質問事項を記載し、「16問合せ先」に記載のメールアドレスあてに提出してください。

メールの件名は「蕨市重点地区防犯パトロール業務委託プロポーザルに関する質問（質問者名）」としてください。（電話又は口頭による質問は受け付けません。）

(2) 質問受付期間

令和8年4月10日（金）から令和8年4月17日（金）午後5時まで（必着）

(3) 回答方法

令和8年4月24日（金）に蕨市ホームページで公表します。この回答は、実施要領をはじめとする本プロポーザルに関する書類の記載事項の追加又は修正とみなします。

10 参加申込手続

参加を希望し、参加資格を満たす者は、次のとおり書類を提出してください。

(1) 提出書類

ア プロポーザル参加申込書（様式2）

イ 会社概要調書（様式3）

ウ 業務実績調書（様式4）

会社、管理技術者及び主要な担当者の分をそれぞれ作成してください。

エ 業務実施体制調書（様式5）

管理責任者（1人）、主要な担当者（1人）及び担当者（1人）について、記載してください。

(2) 提出部数

正1部、副7部（正は原本、副は写し）

(3) 提出方法

持参又は郵送

（持参の場合、受付時間は開庁日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）

(4) 提出期限

令和8年4月22日（水）午後5時まで（時間厳守、郵送の場合必着）

(5) 提出先

〒335-8501 埼玉県蕨市中央 5-14-15

蕨市役所3階

蕨市市民生活部安全安心課自治安全係

(6) 書類審査

提案書を提出した者について、参加資格を確認します。

参加資格を満たす者が多数あった場合には、業務実績調書に基づき、おおむね3者程度に制限することがあります。

参加資格の確認結果通知は、すべての提出者に令和8年5月14日（木）に電子メールにて通知する予定です。

11 企画提案書の提出

参加資格の確認結果通知にて参加を認められた者（以下、提案者という。）は、次のとおり企画提案書等を提出するものとします。

(1) 提出書類

ア 企画提案書（様式6-1）

イ 企画提案書_補足（様式6-2）

ウ 企画提案（A4縦、横書き）

別紙1に示した各項目について記載してください。各項目の細分化、項目の追加は認めません。指定様式、枚数制限はありませんが、簡潔で分かりやすい記述をお願いします。

エ 見積書（様式7）

オ 工程表（A3横）

任意の書式で作成してください。

※指定様式で記載するよう求めている場合を除き、提案者を特定することができる内容の記述はしないでください。

(2) 提出部数

正 1 部、副 7 部（正は原本、副は写し）、データ版 CD 1 部

(3) 提出方法

持参又は郵送

（持参の場合、受付時間は開庁日の午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで）

(4) 提出期限

令和 8 年 5 月 7 日（木）午後 5 時まで（時間厳守、郵送の場合必着）

(5) 提出先

〒335-8501 埼玉県蕨市中央 5-14-15

蕨市役所 3 階

蕨市市民生活部安全安心課自治安全係

12 プレゼンテーション

提出した企画提案について、蕨市重点地区防犯パトロール業務委託プロポーザル方式業者選定委員会（以下、選定委員会という。）に対しプレゼンテーションを行っていただきます。

(1) 実施予定日

令和 8 年 5 月 21 日（木）か 22 日（金）（時間は別途通知）予定

(2) 場所 別途通知

(3) 出席者

プレゼンテーションの出席者は 3 人以内とし、説明者は業務実施体制調書に記載がある者が行ってください。なお、やむを得ない事情で業務実施体制調書に記載がある者が出席できない場合は、事前に理由書を提出し本市の了解を得てください。

(4) 持ち時間

質疑応答 10 分程度を含め、30 分以内を予定しています。持ち時間は提案者の数により、変更する場合があります。

(5) その他

プレゼンテーションは提出した企画提案に沿って、提案内容の説明等を行うものとします。プレゼンテーションで使用するパソコン・ケーブル類は提案者で用意してください。プロジェクター、スクリーン、予備のパソコンは本市で用意します。

13 評価基準

「8 参加資格」の要件を満たしている者の中から、プレゼンテーション及び企画提案書、見積書等の内容について選考委員会が定める評価基準に従い審査を行い、総合評価点の最も高い者を契約候補者として選定する。

14 選定方法

(1) 一次審査（書類審査）

参加手続きにおいて提出された書類（参加申込書等）について、評価基準に基づき審査を行う。なお、参加資格を満たすものが多数の場合は、一次審査において上位 3 者程度を二次審査対象

者として選定します。

(2) 二次審査（プレゼンテーション）

- ① 評価基準に基づき、提案書、ヒアリング等の選定により行います。
- ② 選定の結果、評価点の合計が最も高い者を優先交渉権者とし、随意契約の交渉を行います。ただし、その者と合意に至らない場合は、評価点の高い順に交渉を行います。
- ③ 評価点の合計が同点の場合は、選定委員会の多数決により順位を決定します。
- ④ 次の事項のいずれかに該当する提案者は失格（選定対象からの除外）とするともに、その参加申込及び提案書を無効とします。
 - ア 提出期限を過ぎて提案書を提出した者
 - イ 提案書に虚偽の内容が記載されている者
 - ウ プレゼンテーションに参加しなかった者
 - エ 選定の公平性を害する行為があったと選定委員会が認めた者
 - オ 見積金額が不明なもの、積算根拠が不明なもの

15 選定結果の通知・公表

選定結果は、優先交渉権者を特定後、プレゼンテーションに参加した者全者に次の事項を電子メールで通知するとともに、市ホームページに掲載します。

失格となった場合は別途通知します。

優先交渉権者として特定されなかった場合、通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

- ・通知する者の得点
- ・優先交渉権者名と得点
- ・その他の参加者の名称の無い得点一覧

16 提出された書類について

- (1) 提出された書類は返却しません。
- (2) 提出された書類は、このプロポーザルに係る選定以外には使用しません。ただし、情報公開請求があった場合には、蕨市情報公開条例に基づき、第三者に開示する場合があります。
- (3) 提出後の訂正、差替えは、蕨市から指示があった場合を除き認めません。

17 スケジュール

募集要項等公表	令和8年4月10日（金）
質問受付期間	令和8年4月10日（金）～4月17日（金）午後5時
質問回答日	令和8年4月24日（金）※蕨市ホームページで公表
参加申込受付	令和8年4月10日（金）～4月22日（水）午後5時
提案書の提出	令和8年4月24日（金）～5月7日（木）午後5時
一次審査（書類審査） 結果通知	令和8年5月14日（木）※電子メールにて通知
二次審査（プレゼンテーション）	令和8年5月21日（木）か22日（金）予定 ※詳細は別途通知

選定結果通知	令和8年6月上旬 ※電子メールにて通知
契約書の締結	令和8年6月上旬
業務開始	契約締結次第

18 その他

- (1) このプロポーザルにかかる費用は、すべて参加者の負担とします。やむを得ない理由によりこのプロポーザルが中止された場合においても、それまでに要した費用を蕨市に請求することはできません。
- (2) プロポーザル参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、プロポーザル辞退届(様式8)を提出してください。
- (3) 提案書の著作権は、その提案書を作成した者に帰属するものとしますが、契約相手となった者の提案書については、事前に通知することにより蕨市が無償で使用できるものとします。
- (4) 選定後又は契約締結後に、優先交渉権者の提案書における虚偽内容の記載又は選定の公平性を害する行為があったと判明した場合は、優先交渉権の取り消し又は契約を解除することがあります。
- (5) 業務実施体制調書に記載した担当者は、原則として変更できません。ただし、やむを得ない理由により変更を行う場合には、事前に本市の了解を得るものとします。この場合、変更前と同等以上の者としてください。

19 問合せ先

蕨市市民生活部安全安心課自治安全係

住所 〒335-8501 埼玉県蕨市中央 5-14-15 蕨市役所 3階

電話 048-430-7834

FAX 048-433-7491

メールアドレス jiti@city.warabi.saitama.jp

ホームページ <https://www.city.warabi.saitama.jp/>